

四

三　二

發行方法
用振の法
等替條律
法項及の
のび根
適そ拠

○
平省令財務省告示第百五十七条に關する省令へ昭和五十七年大藏
平行債の發行等に關する省令へ昭和五十七年大藏
成条件等を年次四月十五日より告示する。利付国債の基づき、大藏
成二十三年三月三十日告示する。
二十七年五月十五日より告示する。
三十日告示する。

札じるる利振の以律社条九特八第回付回第第第回利
に。数利回替適下(平成十三年法律第七十号)と
よを値回り機用「振替」の振替に關する法律
る競をり格関を振株式等の振替に關する法律
發争いに差は受付。募第本るといふ
行にう応へ日け付。次し十銀もいう
し法律第七十号と
て号た七行のう
行に者号とと
わおがにすし
れい加規る、の
るて算定。そ規
入同すすの定。法

債第年別十七、国及三三三三、付
一法会六十第庫び百百百百第国
項律計回六六六債第三十十十三庫債券
第ニ回四十券三十九六一百債券
二関、七(二十)回、第一回、回、回、回、回、
十す、第回、三回、第回、回、回、回、回、回、
三る、第八、年、第回、三回、三百百三
号法、第十、第回、三回、三百百三
~律、第回、第回、三百百三
第一回、第回、三百百三
四平及三六及三
十成び回十び十
六十、第、四利二

財務大臣 麻生太郎

| | | | | |
|------------------------------|------------------|------------------|-----------------------|------------------|
| 十 三 二 | 十 一 | 九 八 | 七 六 | 五 |
| の 経 利 払 過 込 利 み 子 率 | 發 行 價 格 | 額 替 單 位 | 最 低 額 面 金 | 払 込 金 額 |
| | 發 行 價 格 | 日 | 位 | 額 |

(一) 式は別期式に、募表各総額／利号過日零。) / 365

1 + $\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$

出百発平す額の振
し円行成るの記替
たに対二。整載法
金つ象十数又の
額きき國七倍は規
、債年記定
次ご四金録によ
のと月額はよ
算に二る
式、十三振
に額低替
よ面日も額
り金面口
算額日座
と金簿

五六五額割さ各
万千千内面申
円円二訳金當
百別額のみ
六別でるかう
十表四。らうち
七千の利
億と九そ
千九百回
三里)十
三百八募
八十億額
円格差
万順の次
小

出百発平す額の振
し円行成るの記替
たに対二。整載法
金つ象十数又の
額きき國七倍は規
、債年記定
次ご四金録によ
のと月額はよ
算に二る
式、十三振
に額低替
よ面日も額
り金面口
算額日座
と金簿

五六五額割さ各
万千千内面申
円円二訳金當
百別額のみ
六別でるかう
十表四。らうち
七千の利
億と九そ
千九百回
三里)十
三百八募
八十億額
円格差
万順の次
小

利象各準入償償
回国発と札還還
り債行すの金期
の対る基額限

利
子

均買業七銘額（行各同日日う算と發第
值參協年柄面別
の考会四毎金表
單統が月の額の
利計發二基百と
利值表十準円お
回表し一利にり
りにた日回つ）
（掲公付はき
平載社で、百
成さ債日平円
二れ店本成
十た頭証二
七平売券十

（行各同日日う算と發第
支發じにに。式し行十る金受居にあ者債乗金にの口るに
象行）。支當たに、對号。額け住よるがをじ額よに座も係發
（支發）。払ただよ各象に
うるしり支國規
へと、算払債定
償き支出期のす
還は払しに支る
期、期たお払發
限そが金い期行
にの銀額てを日
つ翌行を、支後
い営休支次払の
て業業払の期各

（行各同日日う算と發第
支發じにに。式し行十る金受居にあ者債乗金にの口るに
象行）。支當たに、對号。額け住よるがをじ額よに座も係發
（支發）。払ただよ各象に
うるしり支國規
へと、算払債定
償き支出期のす
還は払しに支る
期、期たお払發
限そが金い期行
にの銀額てを日
つ翌行を、支後
い営休支次払の
て業業払の期各

（二）
（支發）。払ただよ各象に
うるしり支國規
へと、算払債定
償き支出期のす
還は払しに支る
期、期たお払發
限そが金い期行
にの銀額てを日
つ翌行を、支後
い営休支次払の
て業業払の期各

| 名称及び記号 | 利回り付 三年国庫債券 十七券 | 利回り付 三年国庫債券 六券 | 利回り付 三年国庫債券 三券 | 利回り付 三年国庫債券 一券 | 利回り付 三年国庫債券 九回 | 利回り付 三年国庫債券 八回 | 利回り付 三年国庫債券 回国 |
|---------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 利率(年) | 一・一% | 一・一% | 一・三% | 〇八% | 一〇% | 一・一% | 一・三% |
| 償還期限 | 日年平九成月三 二十二十三 | 日年平六成月三 二十二十三 | 日年平三成月三 二十十三 | 日年平九成月三 二十二十二 | 日年平九成月三 二十二十二 | 日年平六成月三 二十二十二 | 日年平六成月三 二十二十二 |
| 発行額(億円) | 円百八十八億 | 円二百十二億 | 四十八億円 | 八千億円五百 | 円四百八十億 | 億七百二十九 | 八十八億円 |

二十九日十八時以前に於ける訂正後は、
年四月二十日午前九時以前に於ける訂正後は、
当該單利回り一とする。
日本銀行利回り一とする。
財務大臣から通知を受けた者は、
平成二十七年四月二十三日

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|---|---|---|---|--|
| 一 利 第二付 八十国 十年庫 六 債 回 券) | 一 利 第二付 八十国 十年庫 六 債 回 券) | 一 利 第二付 七十国 十年庫 三 債 回 券) | 一 利 第二付 七十国 十年庫 三 債 回 券) | 一 利 第二付 六十国 十年庫 七 債 回 券) | 一 利 第二付 六十国 十年庫 四 債 回 券) | 一 利 六第十付 回三年國 百 庫 三 債 十 券) | 一 利 二第十付 回三年國 百 庫 三 債 十 券) | 一 利 一第十付 回三年國 百 庫 三 債 十 券) | 一 利 九第十付 回三年國 百 庫 二 債 十 券) | 一 利 回第十付 三年國 百 庫 十 債 九 券) |
| 二 · 三 % | 二 · 一 % | 一 · 九 % | 二 · ○ % | 一 · 九 % | 一 · 九 % | ○ · 五 % | ○ · 六 % | ○ · 六 % | ○ · 八 % | 一 · 一 % |
| 日年平 三成 月三 二十 十八 | 十年平 日十成 月三 月十 二七 | 日年平 三成 月三 二十 十七 | 十年平 日十成 月三 月十 二六 | 日年平 三成 月三 二十 十六 | 日年平 九成 月三 二十 十五 | 十年平 日十成 二三 月十 二十五 | 十年平 日十成 二三 月十 二十五 | 日年平 九成 月三 二十 十五 | 日年平 六成 月三 二十五 | 十年平 日十成 二三 月十 二三 |
| 二 十八 億 円 | 六 十六 億 円 | 三 十九 億 円 | 四 十四 億 円 | 四 十 億 円 | 億三 円百 三 十七 | 円五 百 十 六 億 | 六 十五 億 円 | 四 百 六 億 円 | 億三 円百 二 十六 | 百 二十 億 円 |